

## 新潟市市の債権の滞納に対する行政サービスの利用制限に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、債権管理上の観点から市の債権の滞納に対する市の行政サービス(市が市民に対して行う事業をいう。)の利用制限(行政サービスの提供の拒否, 制限, 停止, 条件の付与等をいう。以下同じ。)を要綱で実施する場合について, 必要な事項を定めるものとする。

(滞納に対する行政サービスの利用制限の趣旨)

第2条 債権管理上の観点から市の債権の滞納に対する行政サービスの利用制限をするときは, 負担の公平性を踏まえて実施しなければならない。

(実施義務のある行政サービスの利用制限)

第3条 法令等により行政サービスの提供が義務付けられている場合は, 当該行政サービスの提供を制限することはできない。

(滞納がないことを条件として定める者の範囲)

第4条 市の債権の滞納に対する行政サービスの利用制限を行う場合に, 一定の者に滞納がないことを条件として定めるときは, 当該行政サービスの申請者又は申込者(以下「申請者等」という。)のほか, 当該申請者等が当該行政サービスを利用することにより利益を享受すると認められる者(同居親族, 生計を一にする親族, 共有者, 法人の代表者などをいう。以下「同居親族等」という。)のうち, 相当と認める者について定めるものとする。

2 滞納者の財産を相続した者は, 滞納者として取り扱うものとする。ただし, 限定承認をした者については, 相続によって得た財産の限度に限るものとする。

(滞納がないことを条件として定める債権の範囲)

第5条 市の債権の滞納に対する行政サービスの利用制限を行う場合に, 一定の債権に滞納がないことを条件として定めるときは, 市の債権のうち, 実際に調査をすることが可能なもので, 相当と認められるものについて定めるものとする。

(確認及び調査)

第6条 市の債権の滞納に対する行政サービスの利用制限を設けている事業に対し、利用の申請又は申込みがあったときは、当該利用制限に係る滞納の有無について確認をしなければならない。

2 前項の確認に必要があると認めるときは、調査及び申請者等に対する説明の同意を得た上、調査を行うものとする。

(基準の公表等)

第7条 市の債権の滞納に対する行政サービスの利用制限を設けている事業については、募集要項、案内文書、説明文書その他の適宜の方法により、行政サービス制限に係る滞納者の範囲、滞納債権の範囲、行政サービスの利用制限の内容その他必要な事項を明らかにしておくものとする。

2 行政サービスの利用制限を受ける滞納者(申請者及び家族等をいう。)の範囲及び滞納債権の範囲を定めるときは、できるだけ具体的に規定するよう努めなければならない。

(説明義務)

第8条 市の債権の滞納に対する行政サービスの利用制限を受ける条件に該当する事実があると認めるときは、滞納があること及びその滞納が行政サービスの利用制限を受ける条件に該当することを、対象者に説明しなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第9条 市の債権の滞納に対する行政サービスの利用制限を設けている事業について、その判断のために収集した情報は、厳重に管理しなければならない。

2 特定の個人又は法人が市の利用制限を設けている行政サービスを受けているかどうかに関する照会があった場合は、存否応答拒否とする。ただし、その照会が法令等に規定する調査権又は本人の同意に基づく場合及び本人に関する情報の開示を求めるものである場合は、この限りでない。

(納付督促等)

第10条 職員は、申請者等又は同居親族等の滞納を認めたときは、当該債権を所管する窓口の案内その他滞納の解決のための働きかけをするよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。